

東近江行政組合情報公開条例

平成 17 年 10 月 11 日
東近江行政組合条例第5号

（目的）

第1条 この条例は、住民の知る権利を保障し、組合の保有する公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、組合の諸活動を住民に説明する責務を全うすることにより、住民の組合行政に対する理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正で民主的な組合行政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者、消防長、公平委員会、監査委員及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が現に保有しているものをいう。ただし、組合の刊行物、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

（公文書の公開を請求できるもの）

第3条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

（公開請求の手続）

第4条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 公開請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした

者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の公開義務）

第5条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書の公開をしなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財

産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他
正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであ
って、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものそ
の他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理
的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査そ
の他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(4) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示（地
方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へに規定する指示その他これに
類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報

(5) 組合の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法
人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にす
ることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる
おそれ、不当に住民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益
を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 組合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政
法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げ
るおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支
障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難に
するおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難
にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合、国、独立行政法人等、他の地
方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不
当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するお
それ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそ

れ

オ 国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ（部分公開）

第6条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による公文書の公開）

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第5条第4号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書の公開をすることができる。

（公文書の存否に関する情報）

第8条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する措置）

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき、又は公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知

しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の決定のうち一部を公開する旨の決定又は前項の決定をしたときは、前2項に規定する書面に公開請求に係る公文書の一部又は全部を公開しない理由を併せて記載しなければならない。この場合において、実施機関は、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

（公開決定等の期限）

第10条 前条第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第4条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開請求があった日から45日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限の特例）

第11条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日以内にそのすべてについて公開決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第12条 公開請求に係る公文書に国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第5条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第7条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公文書の公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公文書の公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の実施）

第13条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに公開請求者に対して公文書の公開をしなければならない。

2 公文書の公開は、文書又は図画については、閲覧若しくは写しの交付により、電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（他の制度等との調整）

第14条 この条例の規定は、法令又は他の条例等の規定により公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けられる場合においては、適用しない。

（費用負担）

第15条 この条例の規定に基づく公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 公文書の写しの交付を受けるものは、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（公文書の管理）

第16条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

（公文書検索目録の作成等）

第17条 実施機関は、公文書の検索に必要な文書目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

（公文書の公開の実施状況の公表）

第18条 管理者は、毎年度、公文書の公開の実施状況を公表するものとする。

（情報提供の充実）

第19条 管理者は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で住民に明らかにされるよう、情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

（適用除外）

第20条 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は適用しない。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書

(2) この条例の施行の前日に作成し、又は取得した公文書であって、永久保存のもの